# みつばちを飼う前に
## （新規飼育者向けガイドブック）

長崎県畜産課

（Ｒ６．１０作成）

# はじめに

県外養蜂業者が県内にてみつばちを飼育すること（転飼）に対する規制等、養蜂業の振興を図るために必要最小限の全国統一ルールとして、昭和30年に制定された養蜂振興法ですが、今般、趣味飼育者の増加や蜜源植物の減少等、養蜂業を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、平成24年に同法が改正され、届出の対象が趣味飼育者に拡大されたほか、飼育者に対して、みつばちの適切な管理に努めるよう義務付けがなされました。

本ガイドブックでは、これからみつばちの飼育を始める皆様に、みつばちの適切な管理や、様々なトラブルを防ぐために気をつけるべき事項などについて、ご紹介させていただきます。

養蜂振興法をはじめ、本ガイドブックの内容を遵守いただきますようお願いいたします。

# 目次


| 内容 | ページ数 |
|---|---|
| 背景 | 2 |
| どのようなトラブルが発生しているの？（飼育管理編） | 3 |
| どのようなトラブルが発生しているの？（蜂群配置編） | 5 |
| どのようなトラブルが発生しているの？（衛生管理編） | 6 |
| みつばちを飼われる方は、原則として届出が必要です | 7 |
| 他県の養蜂業者が本県で飼育する場合、許可が必要です | １１ |
| 適切な飼育管理をしましょう | １２ |
| 適切な衛生管理を心がけましょう | １３ |
| 家畜伝染病（法定伝染病）・届出伝染病について | １４ |
| 花粉交配用みつばちの飼育について | １５ |
| 蜜源植物を増やしましょう | １６ |
| みつばち被害事故の防止について | １６ |
| 被害事故発生時の対応について | １７ |
| 用語集 | １８ |
| 問い合わせ先一覧 | １９ |

# 背景

養蜂をめぐる情勢は、時代とともに変化しており、発生した問題に対応するように、法律も変化してきました。

## ～養蜂振興法改正経緯・背景～

**養ほう振興法　制定以前（昭和30年以前）**

養蜂業者間で、巣箱の設置箇所（蜂群配置）を巡る紛争が発生
各県が条例により、県外の養蜂業者が、県内にてみつばちを飼育すること（転飼）を規制

↓

都道府県によりルールが異なったため、混乱が生じた

**昭和30年　養ほう振興法成立**

県外からの転飼や養蜂業者のみつばち飼育状況の届出（蜜蜂飼育届）、はちみつの表示等に関する必要最小限の全国統一ルールとして制定された。

↓

**近年**

趣味飼育者の増加や果樹作付面積の減少等による蜜源植物の減少、養蜂業者と趣味養蜂家間における蜂群配置をめぐる紛争等の発生

↓

法律制定時と大きく環境が変化したため、法律の改正が行われた。

**平成24年　養蜂振興法改正**

【改正概要】

- 蜜蜂飼育届の対象者を趣味飼育者へ拡大
- 都道府県の一定の関与のもと、以下の事項について推進
  - みつばちの適正管理の確保
  - 蜜源植物の保護・増殖
  - 蜂群配置の適正の確保

実際にどのようなトラブルが発生しているのか、次ページ以降でご紹介します。

# どのようなトラブルが発生しているの？（飼育管理編）

現在、みつばち飼育について、次のようなトラブルが発生しています。

## トラブル事例

### ケース１

住宅地にある自宅庭で、みつばちを飼育していたところ、飼育場所から約50mほど離れた駐車場に駐車していた車に、大量の糞が付着していた。

大量のみつばちの糞が付着する車

### ケース２

隣に保育園がある自宅庭でみつばちを飼育していたところ、みつばちが園児を刺した。

### ケース３

住宅地にある自宅庭で、みつばちを数群飼育していたところ、みつばちを捕食しようとするスズメバチが、周辺に群がるようになった。

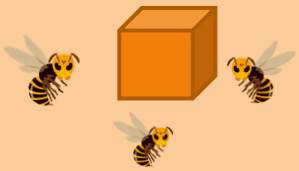

みつばちの巣箱に群がるスズメバチ等

### ケース４

自宅畑でみつばちを飼育していたところ、みつばちが飼育場所付近で飼われていた牛のえさに群がった。

牛のえさに群がるみつばち

## 発生防止策

多くのトラブルは、飼育場所近辺に住宅地や畜舎がある場所で発生しています。
そのため、みつばちを飼育する前に、以下の点に注意して、発生防止に努めてください。

**飼育しているみつばちが、周辺の人を刺したり、子供の目線から見て、みつばちに刺される不安がないか、洗濯物や車に糞をし、迷惑をかけるおそれがないか。**

**（例）巣箱設置にあたり、特に注意すべき周辺環境**

**住宅地**

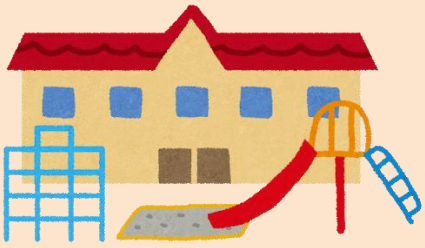

**学校・幼稚園**

**通学路**

**飼育しているみつばちの巣箱に、スズメバチが群がっていないか。**

花粉や蜜が少ない夏季は、みつばちが花粉や蜜の代わりに家畜のえさに群がり、家畜がえさを食べなくなることがありますので、飼育にあたっては、以下の点に注意しましょう。

**必要に応じて、代用花粉、糖液等を給餌し、みつばちへ十分な栄養を与えましょう。**

### みつばちの特性

巣箱から半径約50～150m圏内で、特に糞が落下するので注意が必要です。

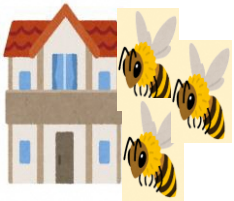

新しい巣を形成する際（分蜂）、多数（数千匹～1万匹程度）の蜂が、家の軒下や樹木等に群がる。

## トラブル事例

### ケース５

自宅の裏山に、50群程度のみつばちを飼育していたところ、周辺飼育者から、「大量にみつばちを飼われると困る。」との苦情がきた。

## 発生防止策

みつばちは、花粉や蜜を求めて、自分の土地か否かを問わず、いろいろなところに飛んでいきます。
そのため、自分の土地に巣箱を置く場合でも、みつばちが周辺の土地に飛んでいく可能性があり、巣箱の設置箇所や設置数について、地域全体で考える必要があります。
地域の限られた蜜や花粉を、周辺の飼育者の方と共有していることを認識しましょう。

巣箱を設置する前に、周辺の住民や飼育者の方と、設置箇所や設置数についてよく話しあうようにしましょう。

## トラブル事例

### ケース６

**巣箱の底に大量のみつばちの死体があり、群が全滅した。**
**家畜保健衛生所に報告したところ、ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の寄生により起こるバロア病であることが分かった。**

（写真）寄生するミツバチヘギイタダニ

## 発生防止策

みつばちにも、人間と同様、細菌やダニ等に由来する病気があります。
十分に消毒せずに巣箱・巣板を再利用したり、みつばちが他の巣箱に迷い込んだりすることによって、病気が伝染するものもあります。伝染病が一度発生すると、周辺のみつばちにも感染する可能性があります。
自分のみつばちを守るため、また周辺で飼育されているみつばちを守るため、以下の点に気をつけましょう。

**道具・飼育場所の消毒を徹底しましょう。**

**病気が発生したみつばちは、他の群と隔離したり、処分するなどし、健康なみつばちに病気が移らないようにしましょう。また、病気が発生したみつばちの巣箱や巣板等は、焼却処分しましょう。**

**家畜伝染病予防法に定めるみつばちの伝染病が発生した場合は、県の家畜保健衛生所へ報告しなければなりません。**

# みつばちを飼われる方は、原則として届出が必要です。

みつばち飼育者は、都道府県が巣箱の設置場所の調整や伝染病等の対応を迅速に行うことを目的に、以下のとおり、飼育者の氏名・住所や飼育状況、計画について届出をすることとなっています。

## 届出が必要な方

蜜蜂の飼育を行う者（原則として全ての方）

## 届出が不要な方

養蜂業者に該当せず、

- 花粉交配時期のみ、みつばちを飼育する者
  ※作付面積以上に飼育する場合や通年飼育する場合は、届出が必要。
- 試験研究等のため、密閉空間にてみつばちを小規模に飼育する個人
  ※研究目的で個人以外の者が飼育する場合は、届出が必要。
- 蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を自家用に供するため、小規模に飼育する個人
- 反復利用可能な蜂房を利用しない場合
  ※自然巣洞や重箱式等の飼育方法であっても、反復利用している場合は、届出が必要。

また、
野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合
※養蜂振興法上の「飼育」とは、蜂群・蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱の設置・給餌・投薬等のいずれかを行うことであり、「飼育」にあたらないため。

## 養蜂業者とは

養蜂業者（業として蜜蜂の飼育を行う者）

- 反復継続して蜜蜂の飼育を行う者
  ※反復利用が可能な巣房を利用しているかしていないかに関わらず、継続して蜜蜂を飼育している者。
- 蜜蜂・蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者
  ※「譲渡」は有償・無償を問いません。

## （参考）飼育方法の例

巣枠式巣箱

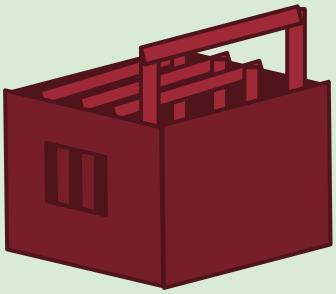

可動式の巣板、巣枠を利用する方法

重箱式巣箱

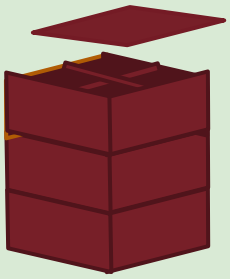

貯蜜巣を切り離しやすくするため、巣箱を重箱のように積み重ね、中空とした内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法

蜂洞

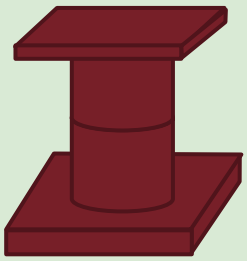

丸太をくりぬき、中空になった内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法

## 届出提出先

| 届出内容 | 届出先 | 届出期限 | 備考 |
|---|---|---|---|
| **蜜蜂飼育届（様式第1号）** | 飼育しようとする市町 | 毎年1月31日 | 既存飼育者に対しては、蜂群調整の資料とするため、前年中に提出していただくようお願いをしています。 |
| **蜜蜂飼育変更届（様式第2号）** | | 変更が生じた日から1ヶ月以内 | |

## よくあるご質問

**Q1.届出様式はどこで手に入るの？**
**A1.市町窓口や県HPにて入手出来ます。詳細は、本冊子裏表紙をご覧ください。**
【県HP】ホーム＞分類で探す＞しごと・産業＞農業＞特用家畜（養蜂・馬等）に関する情報＞養蜂振興法＞養蜂振興法に係る届出・許可について
https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/390315.html

**Q2.花粉交配用でみつばちを飼育する場合も届出が必要なの？**
**A2.園芸農家が、花粉交配に用いるためにみつばちを飼育する場合は、原則として、飼育届は不要です。**
　ただし、養蜂業者に該当する場合、作付規模に比べて過大な数の蜂群を配置している場合や、使用後に返却・焼却等の措置を行わず通年で飼育する場合は、飼育届の提出が必要となります。

様式第１号（第２条関係）

# 蜜　蜂　飼　育　届

年　　月　　日

長崎県知事　　様

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

養蜂振興法第３条第１項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

１　　年１月１日現在蜜蜂飼育状況

| 飼　育　場　所 | 飼　育　蜂　群　数 |
|---|---|
| | 合計　　群（うち日本蜜蜂　　群） |

２　　年蜜蜂飼育計画

| 飼　育　場　所 | 飼　育　予　定<br>最　大　計　画　蜂　群　数 | 飼　育　期　間 | 群の種類 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 採蜜群 | 花粉交配用 | 育成群 |
| ≪記入例≫<br>長崎市尾上町３－１ | 合計　10　群<br>（うち日本蜜蜂　10　群） | １月　１日<br>～　12 月　31 日 | ○ | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　　日<br>～　　月　　日 | | | |

備考(1)　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話番号等が望ましい。
(2)　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
(3)　飼育計画は、１月１日から 12 月 31 日までについて記入すること。
(4)　「群の種類」欄の採蜜群、花粉交配用、育成群のどれかに○をつけること。

【提出に当たっての留意事項】
・養蜂振興法第８条の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、県から必要な協力を求めることがあります。
・個人情報の取扱いに当たっては、県の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用することがあります。

---

〈参考情報〉
該当する組合名　　地区養蜂組合
転飼調整の有無（該当を○で囲む）　有　・　無

記入例

様式第１号（第２条関係）

# 蜜　蜂　飼　育　届

令和〇年〇〇月〇〇日

長崎県知事　　様

現住所　　長崎市尾上町３－１
氏名又は名称及び代表者氏名　　長崎　太郎
電話番号　　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

により下記のとおり蜜蜂飼育届

記

**複数の場合、“下記のとおり”でも可とします。**

**下の飼育計画の１月１日時点の蜂群数と一致させてください。**

1　　年１月　　在蜜蜂飼育状況

| 飼　　場　所 | 育　蜂　群　数 |
|---|---|
| 長崎市尾上町３－１ | 合計　10　群（うち日本蜜蜂　10　群） |

2　　年蜜蜂飼育計画

| 飼　育　場　所 | 飼　育　予<br>最　大　計　画　蜂 | | 群の種類 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 採蜜群 | 花粉交配用 | 育成群 |
| ≪記入例≫<br>長崎市尾上町３－１ | 合計　10　群<br>（うち日本蜜蜂　10　群） | １月　１日<br>～　12 月 31 日 | 〇 | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |
| | 合計　　群<br>（うち日本蜜蜂　　群） | 月　日<br>～　月　日 | | | |

**①：採蜜群、②：花粉交配用、③：育成群 のどれかに〇をつけてください。**

**字番地まで詳しく記入してください。もしくは緯度・経度の表示か地図の添付をお願いします。**

**日本蜜蜂のみの蜂群数も記入してください。**
**日本蜜蜂を飼育していない場合は0(ゼロ)と記入してください。**

備考(1)　電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話番号等が望ましい。
(2)　飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
(3)　飼育計画は、１月１日から 12 月 31 日までについて記入すること。
(4)　「群の種類」欄の採蜜群、花粉交配用、育成群のどれかに〇をつけること。

【提出に当たっての留意事項】
・養蜂振興法第８条の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し　　ます。
・個人情報の取扱いに当たっては、県の養蜂の振興に必要な範

---

〈参考情報〉
該当する組合名　　地区養蜂組合
転飼調整の有無（該当を〇で囲む）　有　・　無

**養蜂組合に加入されている場合は、組合と連絡のうえ、以下に記入してもらってください。**

# 他県の養蜂業者が本県で飼育する場合、許可が必要です

養蜂業者が、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、県の許可が必要であり、飼育を始める2ヶ月前までに転飼許可申請をしなければなりません。

| 届出内容 | 届出先 | 届出期限 | 備考 |
|---|---|---|---|
| **蜜蜂転飼許可申請書** | 飼育しようとする市町 | 飼育を始める2ヶ月前 | 許可申請料<br>1群あたり150円<br>（1箇所あたり、上限2,300円） |
| **転飼成績報告書** | | 転飼終了後5日以内 | 許可証を合わせて提出すること。 |

県内飼育者と同様、本県へ転飼を希望される方も、周辺の飼育者や地元の養蜂団体と、飼育計画について、よく話しあうようにしてください。

なお、地元との調整が困難な場合は、県が蜜蜂転飼調整委員会を開催し、公正な話し合いの場を提供することもあります。

みつばちを飼育するにあたり、周辺住民や飼育者とのトラブルを防ぐため、また、みつばちが健康に育つためにも、適切な飼育管理をお願いします。

## 巣箱を設置する前に、設置場所や飼育群数をよく検討してから、設置するようにしましょう。

P3～6でご紹介しましたが、設置箇所周辺に住宅地や畜舎がある場合や、他の飼育者がいる場合において、トラブルが生じています。
巣箱を設置する前に、以下の点についてよく注意して発生防止対策に努めてください。

- **飼育しているみつばちが、周辺の人を刺したり、子供の目線から見て刺される不安がないか、洗濯物や車に糞をし、迷惑をかけるおそれがないか。**
- **飼育しているみつばちの巣箱に、スズメバチが群がっていないか。**
- **地域の蜜源植物の状況に対して、計画している蜂群数が過剰となっていないか。**

**→周辺の住民や飼育者の方と、設置箇所や設置数についてよく話しあうようにしましょう。**

## 巣箱設置後は、定期的にみつばちの状況を確認するようにしましょう。

みつばちの飼育を始めた後も、定期的にみつばちの状況を確認するとともに、適切な対応をとるようにしましょう。

- **蜜や花粉が少なくなる時期（夏期、越冬期）には、必要に応じて、糖液や代用花粉を給餌するなど、栄養管理を行いましょう。**
- **健康なみつばち飼育のため、適切な衛生管理を心がけましょう。（詳細は、次ページ以降をご覧ください。）**

**関連情報HPについて**

○（一社）日本養蜂協会　http://www.beekeeping.or.jp/
みつばちに関する情報や関連書物の紹介、関係機関の情報等が掲載されています。

# 適切な衛生管理を心がけましょう

　みつばちの伝染病として、腐蛆（ふそ）病やチョーク病等がありますが、一度発生すると、蜂蜜生産、農作物等の生産に大きな影響を及ぼすことが想定されます。
　病気の発生を未然に防ぐためには、衛生管理を行い、強健な蜂群を維持することが重要です。

（図）みつばちの性質と疾病

### 病気の拡大を招く みつばちの性質

- 集団性
- 適温・適湿・富栄養な巣
- 盗蜂
- 迷い込み
- 遺伝的な近縁化
- 家畜化による耐病性の低下

### 病気の蔓延をもたらす 飼育環境

- 集団飼育
- 蜂群間での巣板の共有
- 蜂場間での巣箱・蜂具の共有
- 薬剤の不適切使用
- 疾病に関する知識不足
- 罹患蜂群の放置と盗蜂の発生
- 定期的検査の不足
- 不十分な蜜・花粉資源（栄養不足）

（出典）養蜂技術手引書Ⅱ　養蜂における衛生管理

（図）養蜂における感染症対策の3本柱

### 感染源対策

- 発症蜂群の淘汰・隔離治療
- 汚染物品の焼却廃棄

### 感染経路対策

- 蜂具・蜂場の消毒

### 感受性蜂群対策

- 蜂群間・蜂場間の距離確保
- 予防的薬剤投与
- 栄養給餌・合同等の強群化策

（出典）養蜂技術手引書Ⅲ　養蜂における衛生管理～消毒技術～

## 養蜂技術手引書について

衛生管理等に関する手引書として、養蜂技術手引書があり、以下のHPに掲載されています。
（一社）日本養蜂協会HP　　http://www.beekeeping.or.jp/

養蜂技術手引書Ⅱ
養蜂における衛生管理

養蜂技術手引書Ⅲ
養蜂における衛生管理
～消毒技術～

養蜂技術手引書Ⅳ
養蜂における衛生管理
～ダニ防除技術～

# 家畜伝染病（法定伝染病）・届出伝染病について

みつばちには、下表のとおり、家畜伝染病予防法により定められている伝染病があります。

（表）家畜伝染病予防法に定めるみつばち関係伝染病

| | 病名 | 原因 | 影響 | 特徴 | 写真<br>（出典）アメリカ農務省 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法定伝染病 | アメリカ腐蛆（ふそ）病 | 細菌 | 蜂児 | ・若齢幼虫（１～２齢）が、アメリカ腐蛆病の芽胞をエサとともに摂取することで起こる病気。<br>・死亡幼虫は、腐敗し粘性を示し、膠臭がする。<br>・芽胞は、熱や酸に耐性があり、長期に巣箱環境に生存するため、一度汚染されると根絶が困難。 | 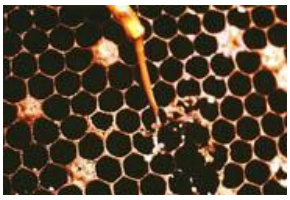 |
| | ヨーロッパ腐蛆（ふそ）病 | 細菌 | 蜂児 | ・幼虫が、ヨーロッパ腐蛆病菌をエサとともに摂取することで起こる病気。<br>・基本的に４～５日齢の幼虫が、乳白色に腐敗し、酸臭を発する。 | <br>ヨーロッパ腐蛆病によって死亡した蜂児 |
| 届出伝染病 | チョーク病 | 真菌 | 蜂児 | ・３～４日齢の幼虫に、経口的に進入した胞子が消化器官内で発芽し、体内で増殖する病気。<br>・さなぎが白色の菌糸体に覆われてミイラ化し、胞子嚢が形成され黒色を帯び、巣門付近に死骸が捨てられる。<br>・春や秋の低温時や湿度が高い条件で発症する傾向あり。群の崩壊を招くことはない。 | <br>チョーク病に感染した蜂児 |
| | ノゼマ病 | 微胞子虫 | 成蜂 | ・ノゼマ微胞子虫、ノゼマアピス、ノゼマセラーナが寄生して起こる。<br>・ノゼマ微胞子虫は、はちみつや花粉、糞を介して成蜂の体内に取り込まれ増殖する。<br>・ノゼマアピスに起因する症状として、成蜂の下痢症状が比較的冷涼な春や秋に多く見られる。<br>・ノゼマセラーナは、罹病により蜂群の弱体化などの影響はあるが、顕著な病状はみられない。 | <br>ノゼマ病に感染すると巣箱が糞で汚染されることが多い |
| | バロア病 | ダニ | 蜂児・成蜂 | ・ミツバチヘギイタダニの寄生により起こる。<br>・ダニの吸血による矮小化・発育異常やはねが縮れた個体が多く現れ、寄生が重度化すると羽化不全の成虫やダニの死骸が巣箱の底に見られるようになる。<br>・春は雄蜂に寄生しているが、夏場には一気に働き蜂の蜂児に移行・寄生するようになり、急激な被害がでる。 | <br>（写真左・右）寄生するミツバチヘギイタダニ<br>（写真中央）ミツバチヘギイタダニ（雌） |
| | アカリンダニ症 | ダニ | 成蜂 | ・アカリンダニが成蜂に寄生することで起こる。<br>・Ｋ字状翅（後はねが折りたたまれないもの）を示す固体が現れることがある。重症化すると巣箱の周りを徘徊する個体が多く見られる。<br>・冬季に顕著に寄生が見られ、蜂群消滅を導くことが多い。 | <br>気管内で増殖するアカリンダニ |

**これらの病気が疑われる場合は、最寄の家畜保健衛生所へ速やかに報告してください。**

# 花粉交配用みつばちの飼育について

みつばちは、様々な果樹や野菜の花粉交配をする訪花昆虫で、農業に必要不可欠な存在です。

みつばちに働いてもらうためにも、以下のことに気をつけましょう。

## 巣箱を置く最適な場所

① 冬季は巣箱内が１２℃を下回ると、みつばちの活動が鈍くなるため、日当たりの良い南面に置くようにしましょう。
② 巣箱はハウスの外に置き、日当たりが良く、３０℃以上の高温にならない場所に置きましょう。
③ 巣箱は人が近づきにくい、静かな所に置きましょう。
④ ハウスと巣箱の間隔は１５ｃｍ以上離して置きましょう。

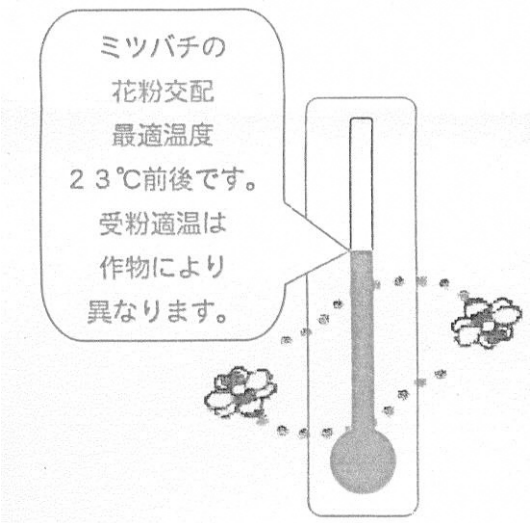


## 蜜蜂の管理の仕方

① みつばちの花粉交配に最適な温度は、２３℃前後です。
② 巣箱を一度置いた場所から動かすとみつばちが戻ってこられなくなります。設置する前に位置を決めて、その後は動かさないようにしましょう。
③ 紫外線カットフィルムで被覆したハウスでは、ハウス内のみつばちが紫外線を感知することができず、位置を正確に把握できずに飛べなくなるので注意しましょう。

## 薬剤散布の注意点

① みつばちは薬剤に弱いので、巣箱は必ずハウスの外に置きましょう。
② 薬剤散布前には、ベニヤ板やビニール等で出入り口をふさぎ、薬剤等がみつばちに届かないようにしてください。（殺菌剤でも同様）
③ 薬剤散布後は、ハウス内の換気に努めましょう。薬剤の種類により、残効性が異なりますので、薬剤の影響日数を確認の上、放飼してください。

**使用後のみつばちを放置しないようにしましょう**

伝染病発生防止のため、適切な処理をお願いします。

買取蜜蜂→焼却処分　　リース蜜蜂→養蜂家へ相談

## 蜜源植物を増やしましょう

本県では、近年、飼育者の増加等に伴い、飼育群数が増加していますが、蜜源は限られている中、このまま飼育群数が増加すると、蜜源が不足することが考えられます。

限られた蜜源を飼育者の皆さんで共有していることをご理解いただき、蜜源植物の植栽に努めてください。

**（例）蜜源植物**

レンゲ

菜の花

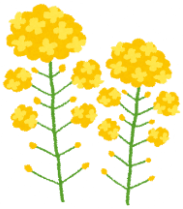

ミカン

詳しくは、日本養蜂協会　日本の主要蜜源植物パンフレットをご覧ください。
（HP）
http://www.beekeeping.or.jp/nectarsources

## みつばち被害事故の防止について

平成25～27年度にかけて、国が実施したみつばちの被害事例に関する調査の結果、みつばちの被害事例のうち、農薬の関与が疑われるものについて、以下のことが分かりました。

- 水稲のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稲のカメムシ防除に使用可能なものであったこと
- 分析に供した死虫の発生は、水稲のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、みつばちが直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられること

みつばちの被害を防ぐため、養蜂家・耕種農家ともに以下のことに気をつけましょう。

### 養蜂家が気をつけること

- みつばちが殺虫剤に暴露する確率が高い場所（例：水田で囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること
- 農薬散布の時期（例：水稲のカメムシ防除の時期）には、巣箱を水田の周辺から退避させること
- 農薬が散布されている間、巣門を閉鎖すること（併せて日陰に設置するなどの対応が必要）

### 耕種農家が気をつけること

- 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守すること
- 農薬の散布は、みつばちの活動が最も盛んな時間帯（午前８時～12時まで）を避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと
- みつばちが暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること

# 被害事故発生時の対応について

本県では、耕種農家と養蜂農家との連携を図り、農薬散布等によるみつばち被害事故防止及びみつばちの安定確保の推進を目的として、長崎県みつばち連絡協議会を設置しており、農薬の散布時期、方法等に関する情報交換や事故発生時の連絡体制の構築等を行っています。

みつばちの異常死を発見した場合は、速やかに所管する各地域みつばち連絡協議会へご連絡ください。

**みつばちの異常に関する調査・報告の対象とする事例等**

1．大量の死虫（1,000 匹以上）が巣箱の周辺で見られる場合。特に以下の場合
- ① 巣門の前に死んだみつばちの山ができているような場合
- ② 死んだみつばちとともに、羽ばたきの異常や震えの見られる生きたみつばちが見られる場合
- ③ 舌を突き出して死んでいるみつばちが多く見られる場合

2．１以外の場合で、みつばちの減少が見られる以下に例示するような場合
- ① 巣箱のふたを開けたときにふたの裏側に付いているみつばちの数が急に減少した
- ② 働き蜂の中に占める外勤蜂の比率が著しく減少した（内勤蜂の方が体色が薄いことから、巣箱内でみられる蜂群全体の色の変化として捉えることができる）

各地域みつばち連絡協議会への連絡事項

| | |
|---|---|
| いつ？ | （例）〇月〇日 |
| どこで？ | （例）〇〇市〇〇町〇〇番地の蜂場 |
| どのくらいの蜂に？ | （例）〇〇群中〇群（〇〇箱中〇箱）など |
| どの程度？ | （例）死滅、失踪した割合〇〇割程度など |
| 何が起こったのか？<br>※詳しい症状、推測される原因等 | （例）巣箱前に大量の蜂の死骸、蜂の失踪 |

# 用語集

| 語句 | 読み方 | 説明 |
|---|---|---|
| 巣礎 | すそ | みつばちが巣板をつくるための基礎となるように、六角形が連なった巣房の形を薄いろう板にプレス加工したもの。 |
| 巣板 | すばん、すいた | みつばちの六角形の巣房の集合体。 |
| 巣房 | すぼう | みつばちの巣を構成する六角形の部屋。育児や蜂蜜や花粉の貯蔵等に用いられる。 |
| 転飼 | てんし | 蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のために蜜蜂を移動して飼育すること。 |
| 盗蜂 | とうほう | 他の群に入り込み、蜜を盗むハチのこと。 |
| 蜂蜜 | はちみつ | みつばちが花の蜜を巣に運び、濃縮して巣房に貯え、酵素を加えて糖組成を調整したもの。 |
| プロポリス | ぷろぽりす | みつばちが植物の樹脂を集めて、巣の構造材として利用したもの。 |
| 分蜂 | ぶんぽう | みつばちの繁殖行為の一環で、娘女王蜂の羽化に伴い、母女王蜂が約半数の働き蜂を連れて、新営巣場所を求めて移動すること。 |
| 蜂具 | ほうぐ | 養蜂道具のこと。 |
| 蜂群 | ほうぐん | みつばちの生活単位でコロニーのことを指すが、養蜂においては、飼育単位でもある。 |
| 蜜ろう | みつろう | みつばちの巣を融解して得られたワックスのこと。 |
| 養蜂業者 | ようほうぎょうしゃ | ・反復継続して蜜蜂の飼育を行う者<br>※反復利用が可能な巣房を利用しているかしていないかに関わらず、継続して蜜蜂を飼育している者。<br>・蜜蜂・蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者<br>※「譲渡」は有償・無償を問わない。 |
| ロイヤルゼリー | ろいやるぜりー | 花粉を原料に、若い働き蜂の乳腺で合成された女王蜂の幼虫及び成虫用の乳状の特別食。<br>働き蜂、雄バチも幼虫期間の前半3日間ほどは、同様のえさで育つ。 |

# 問い合わせ先一覧

## 1．蜜蜂飼育届・転飼申請書　提出先

| 問合せ先 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 飼育しようとする市町 | | |

## 2．蜜蜂の異常等（各地域みつばち連絡協議会事務局）

| 問合せ先 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 県央振興局農林部<br>農業企画課 | 諫早市永昌東町25-8 | 0957-22-0389 |
| 島原振興局農林部<br>農業企画課 | 島原市西八幡町8509-2 | 0957-62-3610 |
| 県北振興局農林部<br>農業企画課 | 佐世保市吉井町大渡80 | 0956-41-2033 |
| 五島振興局農林水産部<br>農業振興普及課 | 五島市福江町7-1 | 0959-72-5115 |
| 壱岐振興局農林水産部<br>農業振興普及課 | 壱岐市芦辺町国分東触678-7 | 0920-45-3038 |
| 対馬振興局農林水産部<br>農業振興普及課 | 対馬市厳原町宮谷224 | 0920-52-4011 |

## 3．蜜蜂の伝染病等

| 問合せ先 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 中央家畜保健衛生所 | 諫早市貝津町3118 | 0957-25-1331 |
| 県南家畜保健衛生所 | 島原市有明町大三東戊908-1 | 0957-68-1177 |
| 県北家畜保健衛生所 | 佐世保市竹辺町92 | 0956-48-3831 |
| 五島家畜保健衛生所 | 五島市吉久木町725-3 | 0959-72-3379 |
| 壱岐家畜保健衛生所 | 壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 | 0920-45-3031 |
| 対馬家畜保健衛生所 | 対馬市美津島町雞知乙110-4 | 0920-54-2179 |

全般的な問い合わせについて

長崎県農林部畜産課

住　　所：長崎市尾上町3-1

電話番号：095-895-2954　FAX：095-895-2593